

つくばみらい市空家解体補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市空家解体補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市空家解体補助金交付要綱（令和4年つくばみらい市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（4） 老朽空家 つくばみらい市老朽空家の認定に関する要綱（令和2年つくばみらい市告示第303号）第2条第2号に規定する老朽空家をいう。

第3条第1項第1号中「不良住宅」の次に「若しくは老朽空家」を加え、同号ただし書中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第7条中「30万円」を「特定空家等又は不良住宅については30万円、老朽空家については15万円」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。